

## 国民健康保険税の賦課誤りについて

### 1 概要

国民健康保険税は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後は賦課決定することができないところ、誤って賦課し、納付書を送付していることが、納税相談を受けた際に行った全件の各年度処理にて判明した。

また、平成30年度の処理においても、賦課誤りがあったことが判明した。

### 2 対象人数及び総金額、対象年度

異動処理年度	令和4年度	平成30年度
対象人数	10人※	4人
総金額	1,372,900円	76,900円
対象年度	平成28年度分～平成31年度分	平成27年度

※うち納税済被保険者9人

### 3 対応措置

- ・対象者にお詫びと経緯説明をした。
- ・過大納付された方には速やかに返金していく。
- ・平成29年度から現在までの異動処理全件を確認し、賦課処理誤りが他にないことを確認した。

### 4 大熊克之（おおくま かつゆき）子ども・健康部長のコメント

今回、誤った賦課決定に基づき、過大納付された方におかれましては、大変ご迷惑をお掛けしたことについて、深くお詫び申し上げます。今後、賦課決定に当たっては、誤りのないようチェック体制の強化を図るとともに、再発防止を徹底してまいります。

記者発表資料

令和5年3月10日

子ども・健康部保険年金課

担当者／参事兼課長 寺嶋 勝浩

電話番号／048-473-1645

志木市